

給実甲第1316号

令和5年5月8日

人事院事務総長

給実甲第1144号の一部改正について（通知）

給実甲第1144号（人事院規則9—129（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに新型コロナウイルス感染症及び特定新型インフルエンザ等に対処するための人事院規則9—30（特殊勤務手当）の特例）の運用等について）の一部を下記のとおり改正したので、令和5年5月8日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名及び前書きを含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
人事院規則9—129 （東日本大震災及び東 日本大震災以外の特定 大規模災害等並びに特 定新型インフルエンザ	人事院規則9—129 （東日本大震災及び東 日本大震災以外の特定 大規模災害等並びに新 型 <u>コロナウイルス感染</u>

等に対処するための人事院規則 9—30（特殊勤務手当）の特例の運用等について（通知）

人事院規則 9—129（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに特定新型インフルエンザ等に対処するための人事院規則 9—30（特殊勤務手当）の特例）の運用及び人事院規則 9—30（特殊勤務手当）の運用の特例について下記のとおり定めたので、平成 23 年 3 月 11 日以降は、これによってください。

記

- 一 死体処理手当の特例（規則 9—129 第 1 条）関係
 - 1 人事院規則 9—129（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに特定

症及び特定新型インフルエンザ等に対処するための人事院規則 9—30（特殊勤務手当）の特例）の運用等について（通知）

人事院規則 9—129（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに新型コロナウイルス感染症及び特定新型インフルエンザ等に対処するための人事院規則 9—30（特殊勤務手当）の特例）の運用及び人事院規則 9—30（特殊勤務手当）の運用の特例について下記のとおり定めたので、平成 23 年 3 月 11 日以降は、これによってください。

記

- 一 死体処理手当の特例（規則 9—129 第 1 条）関係
 - 1 人事院規則 9—129（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに新型

新型インフルエンザ等に対処するための人事院規則 9—30（特殊勤務手当）の特例（以下「規則 9—129」という。）第 1 条第 1 項及び同条第 3 項の規定により読み替えられた人事院規則 9—30（特殊勤務手当）（以下「規則 9—30」という。）第 11 条第 1 項第 1 号の「死体を取り扱う作業等」とは、規則 9—30 第 11 条第 1 項第 1 号に規定する死体の収容等の作業及び死体を収容している施設において死体又は死体が納められているものを取り扱う作業をいう。

2 （略）

二・三 （略）

新型コロナウイルス感染症及び特定
新型インフルエンザ等に対処するための人事院規則 9—30（特殊勤務手当）の特例（以下「規則 9—129」という。）第 1 条第 1 項及び同条第 3 項の規定により読み替えられた人事院規則 9—30（特殊勤務手当）（以下「規則 9—30」という。）第 11 条第 1 項第 1 号の「死体を取り扱う作業等」とは、規則 9—30 第 11 条第 1 項第 1 号に規定する死体の収容等の作業及び死体を収容している施設において死体又は死体が納められているものを取り扱う作業をいう。

2 （略）

二・三 （略）

以 上